

平成二十四年四月四日

青森県教育委員会第七百五十九回定例会

期 日 平成二十四年四月四日（水）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

一 開 会

二 議 案

議案第一号	職員の給与に関する条例第二十五条の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則案	1
議案第二号	青森県文化財保護審議会委員の人事について	3
議案第三号	県重宝の指定について	5

三 閉 会

議案第一号

職員の給与に関する条例第二十五条の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則案

職員の給与に関する条例第二十五条の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則を次のように定める。

職員の給与に関する条例第二十五条の規定に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「条例」という。）第二十五条の規定に基づき各市町村が処理することとする教育委員会規則で定める事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲)

第二条 条例第二十五条に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 人事委員会規則七一〇九（住居手当）第六条の規定による住居届に係る事実の確認及び住居手当の月額の設定又は改定並びに同規則第九条の規定による事後の確認に関すること。
- 二 人事委員会規則七一四四（通勤手当）第四条の規定による通勤届に係る事実の確認及び通勤手当の額の決定又は改定並びに同規則第二十二條の規定による事後の確認に関すること。

附 則

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

提案理由

県費負担教職員に係る住居手当及び通勤手当の支給に関する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲を定めるため提案するものである。

議案第二号

青森県文化財保護審議会委員の人事について

青森県文化財保護審議会委員の人事を次のとおり行う。

青森県文化財保護審議会委員を委嘱する

青森県文化財保護審議会委員に任命する

月澤石	福藤	外山	工今	佐前	福太
館口	川田	崎田	藤井	原田	井田
敏正	善友	純俊	竹二	雄二	敏正
栄光	朗之	一雄	三夫	二夫	隆文

任期は平成二十四年四月九日から平成二十六年四月八日までとする

平成二十四年四月九日

青森県教育委員会

議案第三号

県重宝の指定について

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定する。

一 県重宝に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
県重宝	長者久保遺跡出土品	二八点	野辺地町字野辺地一之三	野辺地町